

大戸 1 丁目自治会規約

- 第 1 条 本会は、大戸 1 丁目自治会と称し、事務所を会長宅に置く
- 第 2 条 本会は、さいたま市大戸 1 丁目地区内に居住又は事業所を設置している者をもって組織する。
- 第 3 条 本会は、区内の融和、親睦を図り、明るい、住みよい郷土づくりと防災活動を目的とする。
- 第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 市役所、学校等との連絡提携
 - 2 各種講演会、座談会の開催
 - 3 慶弔、災害慰問に関すること。
 - 4 生活改善の研究
 - 5 優良地区の視察、見学等
 - 6 防犯灯の維持管理
 - 7 防災に関する活動
 - 8 その他必要と認めた事項
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|-----------|
| 1 会 長 | 1 名 |
| 2 副 会 長 | 若干名 |
| 3 会 計 | 1 名 |
| 4 会計監査 | 2 名 |
| 5 部 長 | 若干名 |
| 6 地 区 長 | 若干名 |
| 7 委 員 | 若干名 |
| 8 顧問 | 置くことができる。 |
- 第 6 条 本会の会長は、総会で選出し、他の役員は会長が指名を行い総会で承認を得るものとする。任期は 2 カ年とし再選は妨げない。
- 第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。部長、地区長は会長の諾間に応じ、会の具体的事務の議決及び連絡、推進にあたるものとする。
- 第 8 条 本会は会員の連絡を密にするため、区域を 5 地区に分ち、地区長、委員を置く。
- 第 9 条 組長は各組で適当な方法を持って決め、会長に報告する。なお組長会は各地区別に適時に行うこと。
- 第 10 条 本会は年一回の定時総会を開くものとする。
なお、必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。会議の議長は役員より選出してあたる。なお、役員会は必要に応じ開くものとする。
- 第 11 条 本会内に下部組織として大戸 1 丁目自主防災会を置く。自主防災会の会長・副会長・会計・会計監査は本会の役員が兼務する。その経費は本会が負担する。自主防災会の規約は別に定める。

- 第12条 本会の経費は会費及び寄付金、その他を以って充てる。会費は1世帯当たり1ヶ月300円とし、1年分まとめて納入するものとする。
希望者には2回に分けての分納は認める。
- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 本規約の改廃は、総会にて決める。
- 付 則 本規約は、昭和56年4月28日から実施する。

[規約一部改正]

昭和56年5月 8日 本規約第11条の会費、1世帯当たり1ヶ月150円を
200円に改正

昭和60年5月12日 本規約第6条、本会の役員の任期は1年を、2年に改正

昭和61年4月27日 本規約第11条の会費、1世帯当たり1ヶ月200円を
300円に改正

平成14年4月14日 本規約第2条、本会の組織に事業所を設置している者を
追加

本規約第3条、防災活動を目的とする項目追加

本規約第4条、7項に防災に関する活動の項目追加

本規約第11条を追加。

本規約第11条を第12条に、第12条を第13条に

本規約第13条を第14条に変更

本規約新第12条、会費を2回分納より1年分まとめて
納入、ただし希望者には2回の分納を認めるに変更

平成17年4月 9日 本規約第6条、役員の選出方法の変更し、名誉職の項を
削除

平成18年4月15日 本規約第10条、総会の議長を役員より選出に変更

平成21年4月11日 本規約第12条、入会金を廃止